

ID: 133

担当部署: 教育委員会 北国博物館 業務係

処分の概要	現状の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市文化財保護条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第106号		
【根拠条文】 (現状の変更) 第11条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保全に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。 2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。 3 第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、教育委員会は現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日